

発行

(公財) 暴力団壊滅秋田県民会議

(秋田県暴力追放運動推進センター)

〒 010-0951 秋田市山王四丁目1-5

☎ 018-824-8989 FAX 018-824-8990

今年度4回目の配信です。今回は、「国、地方公共団体及び事業者の責務」・「暴力団等反社会的勢力排除活動の重要性」について、説明していきたいと思っております。今回で、「実態編」が最後となります。

さて、今年も10月に入りました。年度でいきますと、今月から下半期に入りますが、最近、振込み詐欺事件が多く報道されております。振込み詐欺事件には、暴力団が多く関与していると言われております。被害に合わないようしましょう。

なお、当県民会議では、賛助会員を募集しております。是非、公共の安全のためお力添えをお願いします。

暴力団の実態編(立花書房教本の一部抜粋)

1 国、地方公共団体及び事業者の責務

暴力団の資金源獲得活動の手口には様々なものがあり、一時的にも解決を図るために暴力団との安易な付き合いを始め、あるいは、一度でも彼らの要求に応じてしまうと、取り返しが付かない事態となる。

このような暴力団の不当な要求等に対処するため、行政機関では、組織的な対応を図るための条例や要綱等が整備されている。

また、各種業界においても、取引約款等への暴力団排除条項の導入や表明・確約の実施等を各会員に通知するなど、暴力団との一切の関係遮断に取り組んでいる。

加えて、平成24年暴対法の改正により、「国及び地方公共団体」は、その責務として入札参加排除措置や事務、事業に関する暴力団員の不当な行為の防止等を講ずるものとするものが明記され、「事業者」は、その責務として指定暴力団員等の当該事業活動を通じて暴力団員に不当な利益を得させないように努力する義務が、法律上に明記されることとなった。

これにより、事実上、暴力団の不当要求を根絶するための法的根拠が設けられ、事業者は、「不当要求防止責任者」を選任する努力義務を負うこととなった。

2 暴力団等反社会的勢力排除活動の重要性

事業者等には、暴力団等反社会的勢力の危害から、自らを守るため「不当要求防止責任者」の選任等が強く求められている。

平穏な市民社会や健全な経済活動を暴力団等反社会的勢力の脅威から守るためにも、これらの組織を弱体化させ、壊滅することが必要不可欠である。

暴力団等反社会的勢力排除活動とは、広く各界の市民が暴力団等反社会的勢力を「市民の敵」「社会の敵」として社会から排除すべき対象として認識し、社会の幅広い力を結集して行くことである。

特に不当要求防止責任者は、暴力団等反社会勢力排除活動の必要性を十分に自覚し、地域・職域において、積極的に排除活動を推進していくことが必要です。